

第百五十六回国 参議院 総務委員会 會議録 第一号

平成十五年一月二十八日(火曜日)

午後零時十分開会

委員氏名

委員長 山崎 力君
理事 景山俊太郎君
理事 世耕 弘成君
理事 山内 俊夫君
理事 伊藤 基隆君
理事 高橋 千秋君
理事 泉 信也君
理事 小野 清子君
理事 加藤 紀文君
理事 岸 宏一君
理事 久世 公堯君
理事 椎名 一保君
理事 谷川 秀善君
理事 森元 恒雄君
理事 興石 東君
理事 高嶋 良充君
理事 辻 泰弘君
理事 内藤 正光君
理事 木庭健太郎君
理事 山下 栄一君
理事 八田ひろ子君
理事 宮本 岳志君
理事 松岡満壽男君
理事 渡辺 秀央君
理事 又市 征治君

出席者は左のとおり。

委員長

山崎 力君

委員

景山俊太郎君
世耕 弘成君
山内 俊夫君
伊藤 基隆君
辻 泰弘君
泉 信也君
小野 清子君
加藤 紀文君
岸 宏一君
久世 公堯君
椎名 一保君
谷川 秀善君
森元 恒雄君
興石 東君
高嶋 良充君
谷 博之君
松井 孝治君
木庭健太郎君
山下 栄一君
八田ひろ子君
宮本 岳志君
松岡満壽男君
又市 征治君

委員の異動

一月二十八日

辞任

高橋 千秋君
内藤 正光君

補欠選任

谷 博之君
松井 孝治君

○理事補欠選任の件
○国政調査に関する件

本日の会議に付した案件

国務大臣

総務大臣

事務局側

常任委員会専門員

片山虎之助君
藤澤 進君

○委員長(山崎力君) 次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(山崎力君) ただいまから総務委員会を開会いたします。

今年になりまして今常会で初めての総務委員会でございます。委員各位におかれましては、本年もどうかよろしく御協力のほどお願い申し上げます。

まず、委員の異動について御報告いたします。本日、内藤正光君及び高橋千秋君が委員を辞任され、その補欠として松井孝治君及び谷博之君が選任されました。

○委員長(山崎力君) 次に、理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(山崎力君) 御異議ないと認めます。

それでは、理事に辻泰弘君を指名いたします。

○委員長(山崎力君) 次に、国政調査に関する件についてお諮りいたします。

本委員会は、今期国会におきましても、行政制度、公務員制度、地方行政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(山崎力君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山崎力君) 次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。片山総務大臣。

○国務大臣(片山虎之助君) 地方交付税法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及びその内容の概要を御説明申し上げます。

今回の補正予算により、平成十四年度分の地方交付税が八千五百十九億六千七百円減少することとなりますが、地方財政の状況等にかんがみ、当初予算に計上された地方交付税の総額を確保する必要があります。このため、平成十四年度分の地方交付税の総額の特例として、三千九百九十五億円を一般会計から交付税特別会計に繰り入れて地方交付税の総額に加算するとともに、交付税特別会計借入金金を五千三百二十四億六千七百円増額することとし、併せて平成十六年度から平成三十九年度までの間における国の一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入れに関する特例等を改正することとしております。

また、地方公共団体が国に準じて給与改定を実施する場合に見込まれる財政需要の減少を反映させるため、平成十三年度から平成十五年度までの間における地方債の特例について平成十四年度に限り減額するため所要の改正を行うこととしております。

次に、地方税の当初見込みに対する減収に対処するために発行する地方債については、普通建設事業等に充当し切れない部分がある場合においては、充当対象を拡大できる旨の特例を設けることとしております。

以上がこの法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(山崎力君) 以上で趣旨説明の聴取は終
りました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日
はこれにて散会いたします。

午後零時十三分散会

一月二十八日日本委員会に左の案件が付託された。
一、地方交付税法等の一部を改正する法律案

地方交付税法等の一部を改正する法律案
地方交付税法等の一部を改正する法律
(地方交付税法の一部改正)

第一条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百
十一号の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項第五号中「三兆三千三百二十
六億円」を「三兆四千五百二十一億円」に改め、
同項第六号中「十二兆八千三百一十一億九千八百
七十九千円」を「十二兆九千三百七十六億八千

五十七万九千円」に改め、同項第八号中「三十兆
二千九百八十三億五千五百九十九万八千円」を「三
十兆七千二百四十三億三千九百四十万八千円」
に改める。

附則第四条の二第四項の表中「一兆三千三百
八十八億円」を「一兆三千四百五十五億円」に、
「一兆五千二百七十八億円」を「一兆五千三百五
十一億円」に、「一兆六千八百六十六億七千七百五十
万円」を「一兆六千八百八十七億六千七百五十万
円」に、「四千六百三十四億円」を「四千七百二十
三億円」に、「四千八百五十九億円」を「四千九百
五十七億円」に、「五千八百七十七億円」を「五千九
百五十五億円」に、「五千五百九十六億円」を「五千七
百十四億円」に、「六千五百五十七億円」を「六千二
百八十七億円」に、「六千七百七十一億三千五百十
七万九千円」を「六千九百十四億三千五百七十九
千円」に、「三千八百九十一億五千万円」を「四千
四十九億三千三百五十万円」に改め、同条第六

項の表中「千二百六十七億円」を「三千七十七億円」に
改める。

附則第四条の三第二項中「見込額」の下に「及
び次に掲げる額の合算額に千二百三十億円を加
算した額」を加え、同項に次の各号を加える。

一 平成十四年度における借入金金の額に相当
する額のうち交付税及び譲与税配付金特別
会計法附則第五条第一項の規定により同年
度においてすることができるとされた
借入金金の限度額から同項の規定により平成
十五年度においてすることができると
された借入金金の限度額を控除した額に相当
する額
二 平成十四年度における交付税及び譲与税
配付金特別会計法附則第五条第一項の規定
による借入金金のうち前号に掲げる額に四を
乗じて得た額に相当する額の借入金及び当
該借入金に係る債務の弁済に起因する平成
十五年度における同法第十三条第一項の規

定による一時借入金に係る同年度における
利子の支払に充てるため必要な額に相当す
る額

(交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改
正)

第二条 交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭
和二十九年法律第百三十三号)の一部を次のように
改正する。

附則第五条第一項の表以外の部分中「平成十
四年度及び平成十五年度にあつては四十六兆千
二百三十五億九千九百八十七千円」を「平成十四
年度にあつては四十六兆六千五百六十億五千七
百九十八万七千円(以下「平成十四年度分の借入
金限度額」という。)、平成十五年度にあつては
平成十四年度分の借入金限度額から七百九十八
億七千五百万円を控除した額」に、「平成十四年
度分等の借入金限度額を「平成十五年度分の借
入金限度額」に改め、同項の表を次のように改
める。

年 度	控		除		そ の 他 の も の
	地方交付税法附則第四条第一項第六号の額に 相当する借入金限度額に係るもの		地方交付税法附則第四条第一項第七 号の額に相当する借入金限度額に係 るもの		額
平成十六年度	九千六百五十九億円	千二百七十九億円	一兆六千六百六十七億七千五百万円		
平成十七年度	一兆六千三百三十二億円	千四百八十八億円	一兆四千七百八十七億七千五百万円		
平成十八年度	一兆千六百八十三億五千万円	千五百四十八億円	一兆九千九百九十六億七千五百万円		
平成十九年度	一兆二千五百六十九億円	二千三百九十一億円	二兆二千三百五十三億円		
平成二十年	一兆三千四百五十五億円	二千九百五十七億円	二兆六千四百九十九億円		
平成二十一年度	一兆五千三百五十一億円	三千三百二十七億円	二兆九千九百九十二億六千万円		
平成二十二年	一兆六千八百八十七億六千七百五十万円	三千六百五十九億二千円	二兆七千九百五十六億四千万円		
平成二十三年	四十七億二千三百三十三億円	千五百三十一億円	二兆五千五百五十九億五千万円		
平成二十四年度	四十九億九百五十七億円	千六百八十五億円	二兆五千五百五十九億五千万円		
平成二十五年度	五千九百九十五億円	千八百五十四億円	二兆四千六百十八億六千五百万円		
平成二十六年	五千七百十四億円	二千三十九億円	二兆二千九百五十四億二百五十万円		
平成二十七年	六千二百八十七億円	二千二百四十一億円	一兆七千三百三十二億三千八百万円		
平成二十八年	六千九百十四億三千五百七十九万円	二千四百六十六億二千九百万円	一兆八百三億四千二百四十万八千円		

平成二十九年 度	千四百九十九億三千三百五十万円	千三百八十一億八千八百万円	六千四百九十八億二千五百五十万円
平成三十一年 度	千三百億円	百七十三億円	三千七百億円
平成三十二年 度			二千三百七十七億円
平成三十三年 度			二千二百一十二億円
平成三十四年 度			二千三百一十三億円
平成三十五年 度			二千四百一十八億円
平成三十六年 度			三千七百三十七億円
平成三十七年 度			三千九百五十億円

附則第七條第二号の表中「一兆三千三百八十八億円」を「一兆三千四百五十五億円」に、「一兆五千二百七十八億円」を「一兆五千三百五十一億円」に、「一兆六千八百六十七億六千七百五十万円」を「一兆六千八百八十七億六千七百五十万円」に、「四千六百三十四億円」を「四千七百二十三億円」に、「四千八百五十九億円」を「四千九百五十七億円」に、「五千八百七十七億円」を「五千九百九十四億円」に、「六千五百九十六億円」を「五千七百八十七億円」に、「六千七百七十一億三千五百七十九万円」を「六千九百九十四億三千五百七十九万円」に、「三千八百九十一億五千万円」を「四千四十九億三千三百五十万円」に改め、同条第四号の表中「千二百六十七億円」を「三十七億円」に改める。

（平成十四年度における地方税の減収に伴う地方債の特例）
第三十三條の五の三 地方公共団体は、平成十四年度に限り、都道府県にあつては道府県民税の所得割、法人税割及び利子割並びに法人の行う事業に対する事業税の減収により、市町村にあつては市町村民税の所得割及び法人税割並びに地方税法第七十一條の二十六の規定により市町村に対し交付するものとされる利子割に係る交付金の減収により、第五條ただし書の規定によつて地方債を起こしても、なお適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に不足を生ずると認められる場合には、その不足額に充てゐるため、同條の規定にかかわらず、地方債を起こすことができる。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

（地方財政法の一部改正）
第三條 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第三十三條の五の二第一項中「算定した額」の下に「（平成十四年度にあつては、総務省令で定めるところにより、当該額から同年度における地方公務員の給与に係る財政需要の減少額に相当する額として総務省令で定める方法により算定した額を控除した額）」を加え、同條の次に次の一条を加える。

第百五十五回国会総務委員会会議録第九号中正誤

ペシ 段 行 誤 正
二 三 終 通 通 信
二 三 新

平成十五年一月三十一日印刷

平成十五年二月三日発行

参議院事務局

印刷者 財務省印刷局

B